

地本業務ニュース

JR 東海 労・静岡 地方本部

NO.12 2017年4月25日 発行者：JR東海 静岡地方本部 植松昌彦

ずさんな保守管理体制が明らかに！これでは鉄道の安全は守れない！

落下事故が無くなるか分からない！

4月21日、地本は「申第8号」三島駅のパイプ落下事故について、業務委員会を開催しました。2月17日11時頃、東海道線三島駅上りホームにおいて長さ約110cm直径4cmのパイプが止め金具とともに、高さ約2.7mからホーム上に落下しました。幸いにも、この事象で怪我をされた旅客及び社員はいませんでした。もし衝撃していたら大変な事故になることから、会社の保守管理体制について厳しく追及しました。会社は、落下したパイプが何の目的で設置されていたか、何時から使用廃止になったのか全く把握しておらず、設備等の保守管理体制が杜撰であったことが明らかになりました。地本は、保守管理を含め安全管理体制に問題が生じないように、対策強化を求めました。

以下、申し入れに対する回答と主な議論です。

1. 落下したパイプの保守管理・点検はどのようにされていたのか明らかにすること。

〈回答〉

平成29年2月17日11時頃、三島駅上りホームで763M車掌が発車前に塩化ビニール管が落下するのを発見した。原因は、配管の止め金具が経年劣化により緩み、落下したものと推定される。

2. 他駅等同様箇所への調査点検はしたのか、点検をしたのなら箇所数、箇所名、点検結果を明らかにすること。

〈回答〉

現在は使用していないため点検していない。

3. 今後の落下防止対策を明らかにすること。

〈回答〉

同様箇所である85駅ホーム上建屋の設備、取り付け状態の点検を行った。点検の結果特段の異常はなかった。

4. 今後の落下防止対策を明らかにすること。

〈回答〉

落下当日は三島駅ホームの屋根設備の点検を実施し、13時40分点検終了、異常はなかった。その他の駅の同様設備の点検を実施した。

5. 会社は、ホームページの「ニュースリリース」から「三島駅のパイプ落下」の項目を早々と削除した。その理由を明らかにすること。

〈回答〉

そのような事実はない。

6. 会社は幹事間で、組合から説明の場は設けないのかと質したところ「プレス発表のままであり、新聞等で発表されている。組合に特に報告はしない」と答えた。しかし、今回の三島駅のパイプ落下は、重大な安全問題であり、会社が労働組合に説明し、安全確保のために労使が協議をするべき事柄であるとする。労働組合軽視の姿勢を改め協議の場を持つこと。

〈回答〉

協約に則り適切に対応する。

7. 建築物からの落下や、お客様に危害をおよぼしかねない事象や事故が発生した場合は、直ちに組合に協議の場をもって説明すること。

〈回答〉

協約に則り適切に対応する。

設備点検がおろそかになっている！

組合：「プレス発表のままであり、新聞等で発表されている。組合に特に報告はしない」と答えた後、今日の説明となった。申し入れを出してからずいぶん時間が経っている。

会社：幹事間で、会社から自主的に説明することはないと答えている。

組合：それにしても今回の業務委員会は、遅すぎではないか。

会社：幹事に話はしてある。

組合：先日も丹那トンネルで列車が止まった。運休も出ている。そのこともあえて組合に話はしないのか。

会社：安全への影響がある事柄については、協約に則って説明をする。

組合：以前にも、線路が陥没しトングレールが曲がり、信号が降りなかったことがあった。また、留置線のピットのボルトが緩み車両が出区できないこともあった。設備点検がおろそかになっているとの声があった。会社からの説明がない。会社の安全に対する体質は変わっていない。

会社：必要があれば説明をする。

事故防止に関する事項は、協約に則って説明すること！

- 組合：組合から申し入れがあった場合には説明をするということだが、必要があったら説明をすると、協約の何処に書いてあるのか。
- 会社：238条の付議事項にある。
- 組合：238条の何処か。
- 会社：(4) その他会社と組合が必要と認めた事項である。
- 組合：確かにあるが、(3)の事故防止に関する事項に当たるのではないか。
- 会社：該当しないと考える。
- 組合：今回の場合はこれに該当する。
- 会社：経営協議会を開催しろということか。
- 組合：そうだ。
- 会社：細部の事項は業務委員会である。
- 組合：解釈が違う。238条の解釈は(3)が今回の議題となるのだから組合が申し入れをしなくても会社が説明すべきである。
- 会社：協約の解釈の話は本部・本社間の話となる。
- 組合：対立である。今後も議論していく。

パイプの使用目的も不要となった時期も不明！

- 組合：他の箇所(point)の点検の回答で、現在は使用していないため点検していないと回答したが、他の箇所は点検をしないということか。
- 会社：その都度点検していく。
- 組合：撤去せずに、残してあるところがあるのではないか。
- 会社：対策として、85駅ホーム上建屋の設備、取り付け状態の点検を行った。
- 組合：今回、使っていなければ取り外すはずであったが、工事契約上の問題がありできなかったのではないか。
- 会社：仮にそういう場合があれば撤去する。
- 組合：使用していない設備は点検しなくてもいいのか
- 会社：その都度点検するものとする。
- 組合：現在使用していない場所はいっぱいあるのではないか。
- 会社：点検して見たときに外す。
- 組合：今回落下したパイプが、必要でなくなったのは何時か。
- 会社：不明である。
- 組合：どのような目的で使用していたのか。
- 会社：不明である。相当古いものである。
- 組合：どこの部署が管理していたのか。
- 会社：建築であるが、落下後の点検は電気系統と建築がやってきた。
- 組合：実際の点検は、建築区はないがどこでやっているのか。協力会社か。
- 会社：直轄か業者かはこの場では判然としないが、建築は支社で担当している。
- 組合：日常の点検は三島駅が行っているのか。目視で点検する等点検方法はど

のように行っているのか。

会社：点検方法は、分からない。

組合：今後の落下防止の具体的対策は何か。

会社：その都度となる。色々なケースがある。異常があった時には対処する。

組合：今回のパイプ落下は、何の目的で、何時まで使われていたのか分からないことは、点検が途切れたのが真の原因ではなかったのか。施設の管理体制の問題である。

会社：分からないので、明らかにできない。

組合：分からないことが問題だ。今後の管理は、どこで行うのか。

会社：使用目的で分かれる。

組合：今回、用途不明のものは、担当箇所が自分の担当ではないので放置した。責任のもたれあいにならないか。

会社：会社が責任をもって管理していく。

組合：今後落下事故はなくなるのか。

会社：落下事故が無くなるかは分からない。

組合：絶対安全ではないのか。

会社：必要なことはやっていく。

組合：絶対安全が鉄道業務である。落下事故が絶対起らないようにすること。

以 上